

家族経営協定を結んでみませんか？

ゆとりみらい21推進協議会からお知らせ

魅力的な農業経営は、家族の話し合いから始まります。夢のある元気な農業経営のために、家族経営協定を結んでみませんか。

◇家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行うためのルールです。締結後は家族みんなで実行し、経営と家族の状況にあわせて定期的に見直しをすることが大切です。

ゆとりみらい21推進協議会では、平成30年度に2組の家族経営協定締結調印式を4月10日に忠類農業協同組合で行いました。

幕別町では、これまで後継者の就農や新規就農などをきっかけに協定を締結した家族は117戸となっています。

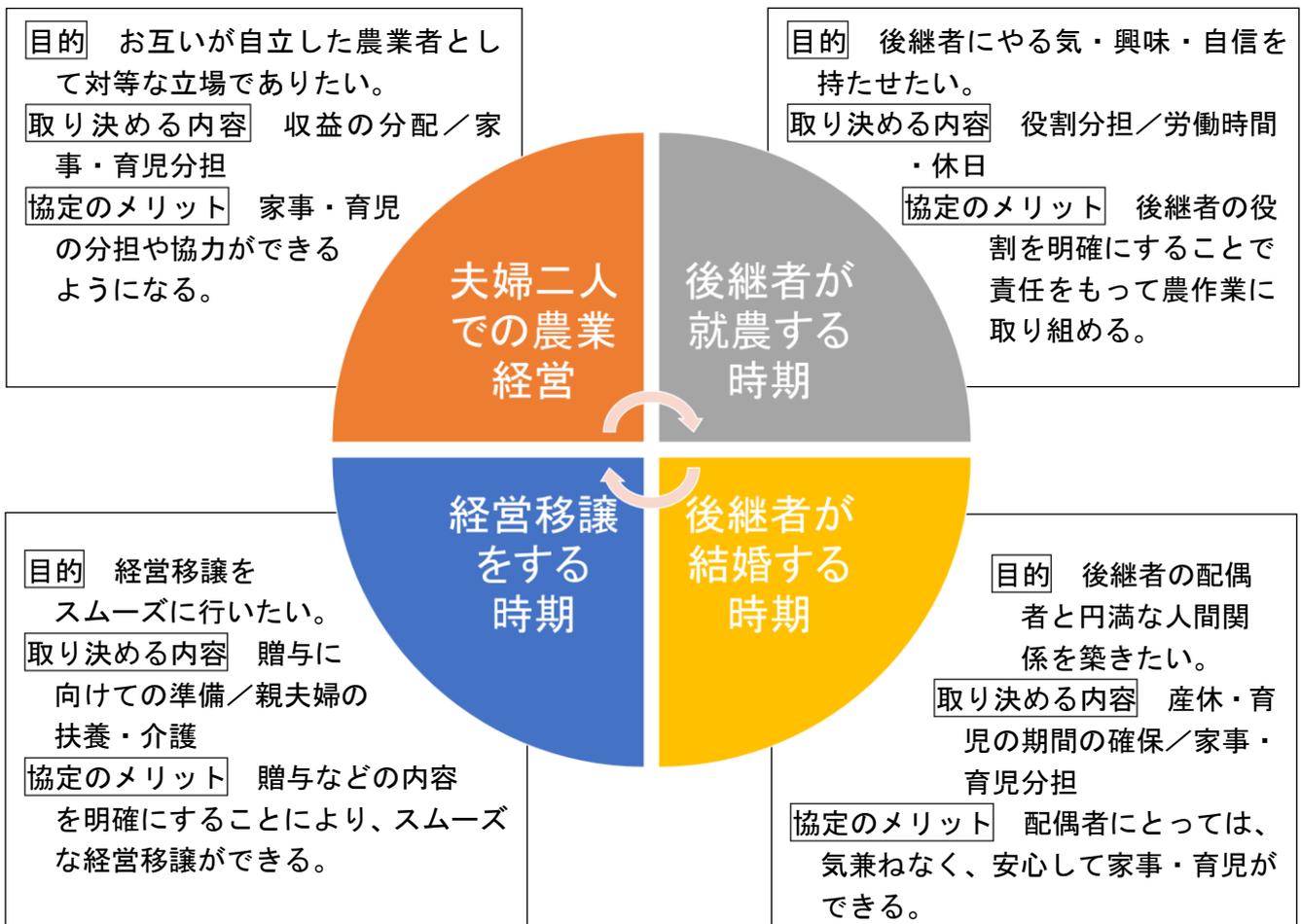
◇制度上のメリットはあるの？

家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者に対しては認定農業者制度、農業者年金制度などで、次のようなメリットがあります。

- ①認定農業者の共同申請ができます。
- ②農業者年金保険料に対して、一定割合の国庫補助が受けられます。

◇どんなきっかけで家族経営協定を結んでいるの？

家族経営協定を締結するきっかけや見直すタイミングは、次のような場合があります。



◇家族経営協定を結ぶにはどうすればいいの？

家族経営協定を締結する手順は、次のようになります。

ステップ 1

お互いの負担や悩みを伝えましょう

自分の現状や、日々どんなことを思っているのか、お互いの気持ちを伝えてみましょう。

ステップ 2

内容を考えましょう

家事・育児・介護など、現在の仕事の分担度合いについても話し合い、負担の軽減や効率化できるかなどの解決方法を考えてみましょう。

ステップ 3

協定を結びましょう

取り決めた内容を確かめるため文書化して、第三者であるゆとりみらい21推進協議会などの立ち会いのもとで協定を結びましょう。

ステップ 4

定期的に見直しましょう

締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。また、経営と家族の状況にあわせて、協定を見直すことも大切です。

◇協定書を作るにはどうすればいいの？

協定書の作成は、町、JA、農業委員会などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」がお手伝いします。

協定書のひな形などもありますので、新たな締結や締結後の見直しを考えている方は、所属するJAまたは下記までお気軽にご相談ください。

ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会
事務局：幕別町経済部農林課農政係
TEL：54-6605 FAX：54-5564
メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

- ◆発行日 毎週金曜日 ◆購読料 月700円（送料、税込）
- ◆発行 全国農業会議所

